

高等教育質保証機構
Quality Assurance Agency for Higher Education

英国高等教育質保証ガイドブック

A brief guide to quality assurance in UK higher education

*** * * 目次 * * ***

このガイドブックについて.....	1
高等教育における「水準」と「質」とは何か.....	1
英国の大学とカレッジ.....	1
高等教育機関の持つ権限と責任.....	1
学位の授与.....	1
学内における質保証.....	2
学外審査員.....	2
情報提供.....	3
QAA の業務内容.....	3
責任.....	3
設立の背景.....	3
QAA の評価活動.....	4
水準と質の評価.....	4
評価活動の報告.....	4
イングランドにおける評価.....	4
－ 機関別監査.....	5
－ 新監査への取組支援.....	6
－ 分野別教育評価.....	6
－ 国民医療サービス（National Health Service: NHS）医療プログラムの評価.....	7
スコットランドにおける向上型機関別評価.....	8
ウェールズにおける機関別評価.....	9
北アイルランド.....	11
海外監査.....	11
明快な規準.....	11
高等教育資格水準.....	11
専門分野別資格水準.....	12
教育課程要項.....	12
実施規範.....	13
修学記録.....	13

QAA のその他の活動	13
政府への助言	13
アクセス・コースの承認	13
国際業務	13
その他の外部質保証	14
研究評価	14
職能団体、法定機関、監督機関による認定	14
付録 A – 過去の評価方法	15
教育指導の質の評価と分野別評価	15
イングランド及び北アイルランド： 1993 年～2001 年	15
スコットランド： 1993 年～2002 年	15
ウェールズ： 1993 年～2002 年	15
英国における教育の質の監査	16
付録 B – 連絡先一覧	17
QAA	17
関係省庁	17
高等教育補助金交付団体	18
代表団体	19

* * * 1 ページ * * *

このガイドブックについて

このガイドブックは、英国の高等教育における水準と質の保証の概要を紹介するものです。外部質保証、特に高等教育質保証機構 (the Quality Assurance Agency for Higher Education、以下、QAA と呼ぶ) の業務について、また、高等教育機関の権限と責任についても解説します。2003 年 1 月、政府は『高等教育の将来』と題する白書を発表しましたが、この白書は、本ガイドブックで論じられている事柄に影響する提言を含むものでした。

高等教育における「水準」と「質」とは何か

教育の水準とは、学生が学位などの高等教育資格を得るために到達すべきレベルを表すものです。これは英国全土に渡り同程度であるべきものです。

教育の質とは、学生に提供される学習機会が高等教育資格の取得にどの程度役立っているかを計るものです。これは、適切で効果的な教育、サポート、成績評価、学習機会が学生に提供されていることを確認することです。

英国の大学とカレッジ

英国には、大学と高等教育カレッジが 180 校以上あります。多様な背景を持つこれらの機関は、急速に変化する環境の中で、様々な活動を実施しています。

各機関はそれぞれ独立した機関で、国立ではありません。しかし、そのほとんどは高等教育財政カウンスルを通して交付される国の補助金に全面的に依存しています。イングランド、スコットランド、ウェールズにはそれぞれ財政カウンスルが設置されています。

各機関の学生数は、120 人から 20 万人までさまざまです。ほとんどの機関は、幅広い学問分野の教育課程*を提供していますが、芸術カレッジや音楽学校など、ひとつの分野を専門的に教えている機関もあります。また、イングランドのおよそ 230 の継続教育カレッジにおいても、高等教育課程が提供されています。

*教育課程：高等教育資格取得のための体系的な学習機会及びサポート（電子工学分野における学士課程など）。

高等教育機関の持つ権限と責任

学位の授与

学位授与権は、法律によって規定されています。権限を与えられていない機関が英国学位の授与を企図したり、実際に提供したりすることは違法行為となります。1992 年以降、大学は、政府機関である枢密院から学位授与権を与えられることとなっています。

学位授与権のない高等教育機関は、通常、大学やユニバーシティ・カレッジとの間で交わすライセンス契約または「承認」措置に基づき、学位を取得できる制度を用意しています。継続教育カレッジでは、通常、外部委託契約または「フランチャイズ」契約に基づき、学位授与権を持つ機関が直接策定及び認可した教育課程を提供しています。また、国の資格授与団体が授与する全国高等資格を取得するための教育課程を提供している機関もあります。

* * * 2 ページ * * *

学内における質保証

英国の大学や高等教育カレッジは独立の自治機関です。各機関は高等教育資格及び教育課程の水準と質に対する責任を負っています。各機関では、適切な水準を満たし、教育の質を維持・向上させるために、それぞれが独自の仕組みを持っています。

特に、各機関は以下の点を通して、教育の水準と質に対する責務に取り組んでいます。

- 学生の成績評価
- 教育課程の計画、承認、監督・見直しの方法

ほとんどの機関では、教育課程の監督と定期的な評価が行われています。

監督業務では、教育課程が目的をどの程度効果的に達成しているか、また学生が期待されている学習成果を上げているかどうかを検討されます。通常、各学科で監督が行われ、学年度末には各課程において自己評価が行われます。このプロセスにおいては、学外審査員による報告書や、教職員や学生のフィードバック、教育課程を認定する職能団体からの報告書、卒業生や雇用主からのフィードバックも考慮されることでしょう。その結果、継続的な効果を得るために、カリキュラムや学生の評価が見直される場合もあります。

各機関における定期的な評価は、5年ごとに行われるのが一般的で、通常、学外の専門家も参加します。教育課程の目的や目標とする学習成果が引き続き妥当で、達成されているかどうかを検討されます。また各機関では、様々な学生サービスに関する定期的な評価のための実施体制も整備されています。

学外審査員

各高等教育機関は、機関の長に直属の学外審査員を任命しています。学外審査員とは、他の機関の教員あるいは関連分野から選出された専門家のことで、特定の教育課程の実施状況について公平な助言を行います。各機関は、以下の点について学外審査員に専門的な判断を求めます。

- 専門分野別資格水準、高等教育資格水準、教育課程要項などを踏まえ、教育の水準が高等教育資格及びそれらの専攻に見合っているかどうか
- 学生の成績の水準、及びその水準と国内の他の高等教育機関で同様の課程を履修する学生の水準との比較
- 成績評価、修了試験、及び高等教育資格授与審査のプロセスが、どの程度健全かつ公正に実施されているか

* * * 3 ページ * * *

情報提供

2004年以降、イングランドのすべての高等教育機関は、以下の点に関する情報の提供を義務付けられています。

- 機関の概要
- 学生の入学、進級、修了に関すること
- 教育の質と水準を確保するための学内の対応

情報の一部は、高等教育研究機会 (Higher Education and Research Opportunities: HERO) のウェブサイト (www.hero.ac.uk) に掲載されています。

情報の種類と形式については、クック・レポートとして知られる『高等教育の質と水準に関する情報』(02/15号) に詳述されています。このレポートは、イングランド高等教育財政カウンスル (Higher Education Funding Council for England: HEFCE) より公表されました。

QAA の業務内容

責任

QAA は、高等教育資格の水準の健全性に関する公共の利益を保護し、高等教育の質の管理について継続的に改善を図ることに対する責任を負っています。

そのために、教育の水準と質を評価するとともに、明快な規準の策定に資する、全国的に統一された指標を提供しています。

設立の背景

英国高等教育の総合的な質保証サービスを提供するため 1997 年に設立された QAA は、大学及び高等教育カレッジからの会費と高等教育補助金交付団体との契約によって運営される独立機関です。

QAA は、業務の運営と戦略の方針を統括する理事会によって管理されています。理事会は理事長を任命するとともに、主要な施策について検討し、目標の達成状況の監督を行います。

また、活動の最新情報を掲載した機関誌『ハイヤー・クオリティ』も発行しています。

* * * 4 ページ * * *

QAA の評価活動

水準と質の評価

良質な教育を提供しその適切な水準を保つことは、各高等教育機関が責任を負うものです。一方、QAA には、高等教育の水準及び質が維持・向上されていることを公的に保証する役割があります。この業務は、主に監査と評価によるピア・レビューを通して実施されます。この業務を実施する監査チーム及び評価チームは教員で構成されることがほとんどですが、必要に応じて産業界や専門業界からも選任されることがあります。

評価活動の報告

QAA は、ほぼ全ての評価活動に関する報告書を公表しています。これは、受験生や保護

者等に対し、大学やカレッジへ出願する際の有益な情報を提供するものとなります。また、採用担当者や、高等教育資格を認定する職能団体・法定機関・監督機関が利用することもできます。

イングランドにおける評価

活動	主要参照文書
機関別監査	『機関別監査ハンドブック：イングランド』
新監査への取組支援	『2002年～2005年の移行期間におけるイングランド高等教育機関への措置』 『新監査への取組支援の手引き』 『新監査への取組支援における学生による意見書』
分野別教育評価	『教育評価ハンドブック（2000年発行）：2002年～2005年の移行期間における高等教育機関の分野別教育評価のためのユーザーズ・ガイド』
医療プログラムの評価	『医療プログラムの評価ハンドブック』

*** * * 5 ページ * * ***

機関別監査

目的

イングランドにおける機関別監査（2003年）は、継続監査、全面的な分野別評価、及び機関別評価に代わって実施されることになりました（『教育評価ハンドブック』に記載のとおり）。この監査は、以下の点について保証することを目的としています。

- 機関が、好ましい質と適切な水準の高等教育及び高等教育資格を提供していること、及び（該当する場合には）
- 学位授与権が適切に行使されていること

イングランドのすべての高等教育機関は、2003年から2005年の間に監査を受けることになっています。また、2006年からは6年周期の監査が実施されます。

プロセス

機関別監査とは、学内全体の質保証システムに関する精査と、当該システムが目的に沿って機能しているかどうかについての学問分野*レベルでのより詳細な調査を組み合わせたものです。訪問監査の実施前には、各機関が機関全体及び学問分野から選んだひとつを

対象とした、ふたつの自己評価書を作成します。これらの自己評価書は、訪問監査において監査チームの重要な参考文書となります。

*学問分野：定義付けされた一定の学問の領域（工学分野など）。

学生

学生は機関別監査のプロセスにおいて中心的な役割を果たします。代表団体（通常、学生組合）は各監査の主要会議に参加し、監査チームに対し「学生による意見書」を提出することができます。

判定

監査チームは、以下の点について、「問題なし」、「一部問題あり」、「問題あり」のいずれかの判断を下します。

- 各機関の現在の及び将来期待できる、教育課程の質の管理と高等教育資格の水準の健全性

また、監査チームは以下の点についても判断を下します。

- 機関が公表している教育課程の質と高等教育資格の水準に関する情報の正確さ、全体性、完全性、率直さ（3ページ「情報提供」参照）

報告書

報告書には、監査チームによる判定結果とともに、「必須」、「勧告」、「推奨」の3段階に区分された機関への提言が掲載されます。また、報告書本体の公表に先立ち、一般向けの概略版が別途公表されます。

共同教育プログラム

機関が共同教育プログラム（英国内外の他の機関と共同で提供するプログラム）を実施している場合は、これも監査の対象となります。プログラムが大規模、あるいは複雑なために通常の日程内に十分な監査が行えない場合には、個別の監査が実施されます。

* * * 6 ページ * * *

新監査への取組支援

目的

新監査への取組支援とは、機関が QAA との協力の下、分野別あるいは教育課程別での学内評価の強みと、その評価で用いられる証拠の安定性を検証することができるというもの

です。これは、6年周期の監査開始に先立ち、2002年度及び2003年度の移行期間中に実施されます。

プロセス

このプロセスでは、機関別監査と同じ規定が適用されます。取組支援を行う評価チームは、抽出した文書の分析を行います。このプロセスには、2日間の訪問調査に加え、書面調査も含まれる場合があります。訪問調査の際、チームは主要スタッフとの面談や、学生の答案・レポートや関係資料の抽出調査も行います。

学生

学問分野ごとの学生代表団体は、評価チームに対し意見書を提出することができます。評価チームは、訪問調査の際、在学生及び卒業生との面談を実施します。

判定

評価チームは、以下の点について「問題なし」（あるいはこれ以外）の判断を下します。

- 取組支援の対象となった教育課程の水準及びその達成状況
- 学習機会の質

報告書

この取組支援の主な意図は、公に適否の判断を下すことではなく、機関を援助することにあります。従って、これらの報告書は対象機関と QAA 及び HEFCE の間でのみ公開されています。

分野別教育評価

高等教育機関における目的

分野別教育評価では、準学位、学部及び大学院レベルの課程が対象となります。該当する分野は『教育評価ハンドブック』の付録 K に掲載されており、評価方法はハンドブック第1部に基づいています。評価対象機関は、2002年度及び2003年度に評価を受けることになります。

継続教育カレッジにおける目的

分野別教育評価は、HEFCE から直接補助金を受けている高等教育課程を提供するすべての継続教育カレッジ（継続教育における高等教育と呼ばれる）においても実施されています。1992年から2001年にかけて、高等教育課程を提供する大規模な継続教育カレッジの一部は、この評価を受けました。1999年には、全国高等サーティフィケート／ディプロマへの補助金交付機関が HEFCE に移行したことを受け、さらに多くのカレッジが QAA の評価

を受けられるようになりました。この分野別評価は、これらの継続教育カレッジの評価の実績に寄与しています。

*** * * 7 ページ * * ***

プロセス

評価期間は、評価チームが対象機関と最初に打合せを実施してから、評価チームによる最終会議で判定が下されるまで、約6週間におよびます。訪問調査において評価チームは、自己評価書の内容が事実かを確認するとともに、教育課程の水準と質について確固とした判定を行うための根拠資料を集めます。これには、書類の精査や関係者との面談が含まれ、時には授業見学も行います。

学生

評価チームは、訪問調査中に在籍学生との面談を実施します。学生の見解は判定のための根拠のひとつとして扱われます。また、評価者は、卒業生や彼らの雇用主、関連業界や専門職の代表者との面談を行うこともあります。

判定

評価チームは、以下の点について、「問題なし」、「一部問題あり」、「問題あり」の判断を下します。

- 教育水準（学習成果、カリキュラム、学生の成績評価、学生の達成度）

また、以下の点について、「称賛」、「承認」、「不可」の判断を下します。

- 学習機会の質（教学方法、学生の進級状況、学習資源）

報告書

報告書には、評価チームによる判定結果が掲載されます。また、評価対象となった分野の水準と質を維持・向上させる、機関の能力への信認の度合いについても言及されます。

国民医療サービス（National Health Service: NHS）医療プログラムの評価

目的

英国保健省と QAA は、看護師・助産師協会、医療従事者協会、労働者振興連盟との協力の下、2003 年から 2006 年にかけてイングランドの NHS 医療プログラムの評価を実施する協定を締結しました。この評価により、主要パートナー機関や利害関係者*が個別に実施している質保証プロセスの統合を進めることができます。

*利害関係者：職能団体、法定機関、監督機関、労働者振興連盟、学位授与権を持つ高等教育機関、NHS トラスト、その他のサービス提供者。

プロセス

この評価では、講義及び実践による学習機会を、提供方法や提供場所に関わりなく調査します。入学準備教育も含む、以下のレベルにおいて提供されるものが対象となります。

- 学部レベル（サーティフィケート、ディプロマ、学士課程）
- 大学院レベルの教育コース（ディプロマ、修士課程、短期コース）

* * * 8 ページ * * *

評価チームには、一定の条件を満たした教員や実務家が含まれます。評価対象となった教育提供者（高等教育機関及びその提携機関）は、各プログラムの評価においてそれぞれ自己評価書を作成します。評価チームは、自己評価書の事実を確認し、判定を行うための根拠を集めます。また、医療分野特有の指標や QAA の示す外部指標の利用状況についても分析します。

判定

評価チームは、以下の点について「問題なし」または「問題あり」の判断を下します。

- 各到達基準における教育及び実践の水準（学習成果、カリキュラム設計、成績評価、学生の達成度）

なお、「一部問題あり」は、「問題なし」の中の判定項目として扱われます。

また、以下の点について「称賛」、「承認」、「不可」の判断を下します。

- 学習機会の質（教学方法、学生の進級、学習資源及びその有効活用）

評価チームは、評価の過程で医療プログラムの教学方法に関する優れた取組みを明らかにすることもできます。

報告書

報告書については、それぞれの評価ごとに作成されます。加えて、教育提供者によりアクション・プランが作成されます。このプランには、評価チームによって認められた長所をどのように伸ばすのか、また改善が必要な点について記述します。また、利害関係者が関心を寄せる質保証活動の継続についても焦点をあてます。

毎年、評価の年間スケジュールが完了した時点で、今後の見通しに関する年報が刊行されます。この年報は、評価チームの評価結果の記録及び最良の取組みの促進を目的として作成されるものです。

スコットランドにおける向上型機関別評価

目的

向上型機関別評価（Enhancement-led institutional review: ELIR）は、QAA と、スコットランド大学協会及びその加盟高等教育機関、スコットランドの学生団体、スコットランド高等教育財政カウンシルとの協力をに基づき設計されたものです。スコットランドの高等教育における質と水準の管理機能を向上させるための新たな取組みとして不可欠なものとなっています。

この評価において、以下の5つの取組みが相互に関連しています。

- 包括的な分野別の自己評価プログラム
- 機関が公表する情報の形態の改善
- 国家の新たな開発支援による、機関の質の管理への学生の効果的な関与

*** * * 9 ページ * * ***

- 高等教育の教学方法に関する優れた取組みの開発及び共有を目的とした向上のための国家プログラム
- ELIR プロセス

プロセス

このプロセスでは、学生の学習効果を継続的に改善させるための各機関の計画的な措置が焦点となります。これには4つの共通要素があります。

- 各機関と毎年行う協議（分野別の評価結果が、どのように質の管理と水準の維持に活かされているかを見る）
- 各機関が4年周期内に一度提出する現況分析書（質向上の管理に関するその機関の見解を評価するため）
- 4年周期内に一度実施される二部構成の訪問調査
- この評価によって明らかになった点に関する年毎のフィードバック

学生

学生の代表者は、学習経験に重点を置くこの評価プロセスの計画にあたり全面的に関与しており、ELIR の評価メンバーとして、また分野別の学内評価に参加します。また、学生は、スコットランド学生開発サービスを通し、機関の質の管理において様々な役割を果たしています。

報告

報告書では、学生の学習体験と成果の向上に向けた各機関の取組みの有効性に重点が置かれます。総合的な判定は行われませんが、報告書には適切な質と水準を維持するための機関の取組みに関する有効性の判断が記載されます。これにより、英国の他の地方で実施されている他の監査との比較が可能となります。

報告書は、評価チームによる解説と結論を含めた、評価プロセスに関する完全で公式かつ公的な記録です。報告書の概要部分のみのものも入手可能です。各報告書によって指摘された項目の要約版も定期的に刊行されています。

ウェールズにおける機関別評価

目的

この機関別評価は、資金源に関係なく、ウェールズ内で提供されているすべての高等教育を対象とします。継続教育機関が提供する高等教育も評価の対象となります。この評価は、以下の点を確認することを目的としています。

- 機関が、適切な質と水準の高等教育及び高等教育資格を提供していること、及び（該当する場合には）
- 高等教育資格の授与権が適切に行使されていること

* * * 10 ページ * * *

機関別評価は、ウェールズにおける高等教育の質保証の新たな取組みの一部を成すものです。この取組みは、ウェールズ高等教育財政カウンシルの質に関するワーキング・グループによって展開されました。

この評価は、2004 年より、6 年周期で実施されます。

プロセス

機関からの自己評価書の提出を受け、評価チームは当該機関の訪問調査を実施します。評価委員は以下の点を考察します。

- 社会の信頼を獲得・維持するために、質と水準を入念に、真剣に、かつ専門的に管理している裏付けがあるか
- 学生の成績評価において、機関から完全に独立した学外審査員の積極的な起用の裏付けがあるか
- 専門分野別及び（または）教育課程別の学内評価における独立した学外者の起用
- 科目別及び（または）テーマ別の、詳細な追跡調査を含めた機関の学内質保証プロセスの事例
- QAA が策定した指標の活用

中間評価（通常、機関別評価の3年後）として、各機関は、前回の訪問調査後の進捗状況に関する報告書を QAA に提出します。この報告書は、前回の評価を踏まえて実施された活動や、法定機関及び（または）職能団体からの報告書に基づいて作成されます。

学生

評価チームは、学生に直接関係する問題について詳細な分析を行います。各評価において、学生は要所での参加を要請されます。

判定

機関別評価チームは、以下の点について「問題なし」または「問題あり」の判断を下します。

- 機関による教育課程の質及び高等教育資格の水準の管理の健全性
- 機関が公表する教育課程の質と高等教育資格の水準に関する情報の正確さ、全体性、率直性

懸念すべき点がある場合、評価チームは以下の点も指摘します。

- 問題がごく限られた分野にのみ関わるものか、あるいは広範囲に及ぶものか
- 問題が教育の水準に悪影響を及ぼすものか

これらを検討した上で、評価チームは問題なしとしての判断を下すこともあります。また、評価チームは、優れた取組みを明らかにすることもできます。

報告書

報告書には、評価チームの検討内容及び結論が示されます。なお、要点をまとめた概略版も別途入手可能です。

北アイルランド

北アイルランドの高等教育機関については、イングランドで採用されている機関別監査方法が用いられます。

海外監査

QAA は、英国の学位が授与される、英国の高等教育機関と海外機関との連携に関する監査も実施しています。この監査では、英国の機関が、海外プログラムによって授与される高等教育資格水準の維持とプログラムの質をどのように効果的に管理しているかについて評価し、海外での英国の大学やカレッジの活動に対する信頼性の向上に寄与しています。

明快な規準

高等教育制度の大衆化に伴い、学生、保護者、雇用者すべての人々が教育課程や資格に関する明瞭な情報を必要としています。1997 年の全英高等教育検討委員会によるデアリング報告では、就職を希望する学生に何を期待してよいのかについて雇用者が情報を必要としており、「それぞれの高等教育資格の程度や特性について、より明確な目安が必要である」ことが提唱されました。また、各機関も、評価の際の判定基準を明確に把握しておく必要があります。

QAA は、社会への情報提供という観点から、また国内で統一された指標として、明快な規準の策定に努めています。このため、高等教育機関や利害関係者との協力を通し、以下の計画に取り組んできました。

高等教育資格水準

これは、高等教育資格についての理解を容易にするために設計され、優等学士号、修士号、博士号といった称号が表す達成度や特性を分かり易くしたものです。各資格の取得者に期待される特性や能力を示すことにより、学生や雇用者が、その資格の意義や程度を理解できるよう助けるものです。また、名称が類似している資格は達成度も類似していることを公的に保証するものです。

イングランド、ウェールズ、及び北アイルランドは共通の資格水準を持っています。ス

コットランドでは独自のものを、スコットランド単位・資格水準の一部として設けています。

*** * * 12 ページ * * ***

専門分野別資格水準

専門分野別資格水準とは、様々な分野ごとの学位に求められる事柄を示したものです。学問分野ごとの水準の一貫性と独自性が解説されるとともに、当該分野を修了した者に期待される技術や技能についても定義されています。また、各分野の優等学位が表す知的水準や目標についても明確に示されているため、高等教育機関が教育課程の設計や承認を行う際に役立っています。医療教育分野の資格水準も間もなく公表されますが、これは医療関連職業の枠組の構築に役立つでしょう。

教育課程要項

教育課程要項とは、各機関自らの教育課程について提供する一連の情報のことです。各要項では、その課程の修了時点までに学生が習得しているべき知識、理解、技能、その他の特性について明確に示されています。また、教学方法、成績評価、就業機会に関する詳細や、当該課程と高等教育資格水準との関連性についても示されています。

この情報によって、入学志願者は希望する課程を十分に比較検討した上で選択でき、企業の採用担当者に対しても有益な参考資料を提供することになります。

高等教育の質及び水準を確保するための実施規範

実施規範には、教育の水準と質の管理の優れた取組みに関する指針が定められています。また、各項目には、機関が満たすべき指針や原則、指針を満たすための手引きなどが示されています。この実施規範は、以下の10項目で構成されています。

- 大学院研究課程
- 共同教育プログラム
- 障害を持つ学生
- 学外審査
- 教育に対する嘆願と学生からの苦情
- 学生の成績評価
- 教育課程の承認、監督、見直し

- キャリアに関する教育、情報、ガイダンス
- 学外研修
- 入学者募集と入学試験

* * * 13 ページ * * *

修学記録

学生の修学記録とは、高等教育で学んだ成果をより明確にし、有益なものとするために作成されるものです。また、達成した事柄を明らかにし、生涯学習の概念を支持するものでもあります。QAA は、英国大学協会、スコットランド大学協会、高等教育カレッジ学長会議、教学支援ネットワークとの協力のもと、各機関の修学記録の実施方針及び実践方法の開発を支援しています。

修学記録には3つの要素が含まれています。成績証明書は、各学生の学習及び達成状況に関する公式な記録です。自己開発計画は、体系的な支援プロセスのことで、学生が自らの学習及び達成状況について考え、その後の学習計画やキャリア設計を計画する際に役立つように構成されています。学生の自己開発記録は、目標を明確にするために修学状況の評価や計画を活用するものです。また、身上書（履歴書など）を作成するための資料としても活用します。

QAA のその他の活動

政府への助言

QAA は、学位授与権や「大学」への昇格の申請について、その適否に関する助言を政府に対して行っています。これらの申請は、通常、申請機関の一年の活動を観察し、QAA と政府との間で合意された基準に照らして精査されます。また、高等教育機関の指定を受けするための申請に関する助言も行っています。

アクセス・コースの承認

高等教育アクセス・コースとは、社会的弱者層の社会人学生に対し高等教育進学を可能にしたもので、十分な入学資格を持たない人々に開放されています。イングランド、ウェールズ、北アイルランドにおける高等教育アクセス・コースは、継続教育カレッジによって提供されている場合がほとんどですが、社会人教育センター、コミュニティセンター、大

学において提供される場合もあります。

高等教育アクセス・コースの整備・認証・評価は、公式認証機関によって実施されています。QAA は、これらの機関に対し、アクセス・コースの承認、及び公式なロゴ入りの修了証の発行を認可します。

国際業務

QAAは、大学やカレッジの質保証に関する国際的な取組みにも参画しています。QAAは、高等教育質保証機関の国際ネットワーク（International Network of Quality Assurance Agencies in Higher Education: INQAAHE）及び欧州質保証ネットワーク（European Network for Quality Assurance: ENQA）の会員機関として活動しています。これらのネットワークに関する詳しい情報は、www.inqaahe.nl 及び www.enqa.net をご覧下さい。

* * * 14 ページ * * *

その他の外部質保証

研究評価（RAE）

研究評価（Research Assessment Exercise: RAE）とは、大学及びカレッジの研究の質を評価するもので、その質に基づき公的資金を選択的に配分することを主たる目的としています。この評価は、各英国財政カウンシルによって実施されていますが、現在見直しが進められています。詳しくは、www.hero.ac.uk または www.hefce.ac.uk をご覧下さい。

職能団体・法定機関・監督機関による認定

高等教育の教育課程の中には、工学、法学、会計学、医学といった専門的あるいは技術的な資格に結びつくものがあります。そのような教育課程は、それぞれの分野の職能団体や法定機関の認定を受ける必要があります。この認定は、当該課程が該当分野の専門的業務に必要な能力を身に付けられる教育を提供していることを証明するものです。

* * * 15 ページ * * *

付録 A — 過去の評価方法

教育指導の質の評価と分野別評価

教育指導の質の評価は、QAA の創設に先立ち、1993 年に初めて導入され、各地域の高等教育財政カウンシルが個別に実施していました。評価の方法や時期は、各地域によって異なっていました。

イングランド及び北アイルランド：1993 年～2001 年

1993 年 4 月から 1995 年 4 月にかけて実施されたイングランド及び北アイルランドにおける教育指導の質の評価では、学生の学習経験及び学習成果が分析されました。分野ごとに、「優」、「可」、「不可」の 3 段階で判定されました。

1995 年 4 月から 2001 年 12 月にかけて実施された総合的な分野別評価では、6 項目が評価され、各項目は評価の良い順に 4 から 1 までの 4 段階で判定されました。この評価の要約は、等級データと呼ばれていました。

スコットランド：1993 年～2002 年

1993 年から 1998 年の分野別の教育指導の質の評価では、5 項目（カリキュラム、環境と情報資源、教育指導と成績評価、学生への指導と支援、成果と質の管理）に基づく評価が実施されました。各分野は「優」、「良」、「可」、「不可」の 4 段階で判定されました。最終年には、イングランドで使用されていた 6 項目の評価方法に基づき改良された評価方法が試行されました。

2000 年から 2002 年にかけて実施された分野別教育評価では、高等教育資格の水準と学生の学習機会の質が評価されました。評価者は、分野ごとに、教育の水準を「問題なし」、「一部問題あり」、「問題あり」の 3 段階で、学習機会の質を「称賛」、「承認」、「不可」の 3 段階でそれぞれ判定しました。また、水準と質の管理に関する機関別の評価についても、「問題なし」、「一部問題あり」、「問題あり」の判断が下されました。

1993 年から 1998 年の評価報告書は、スコットランド高等教育財政カウンシルから入手することができます。また、2000 年から 2002 年の教育評価報告書については、QAA のウェブサイトまたは Linney Direct から入手することができます。

ウェールズ：1993 年～2002 年

1993 年から 1998 年にかけて実施された分野別の教育指導の質の評価では、教育課程の設

計とカリキュラム、教学方法、学習支援、学生の学習成果に関する質が評価されました。各分野は、「優」、「可」、「不可」のいずれかの判定を受けました。

2001年から2002年にかけて、QAAは、ウェールズの高等教育機関の評価を実施しました。各高等教育機関は、分野ごとに1～3項目程度の評価を行い、評価者は、教育の水準について、「問題なし」、「一部問題あり」、「問題あり」の判断を下しました。また、学生の修学状況や学習資源については、「称賛」、「承認」、「不可」のいずれかの判定が下されました。

*** * * 16 ページ * * ***

1993年から1998年のウェールズにおける機関の質に関する評価報告書は、ウェールズ高等教育財政カウンシルから入手することができます。なお、各報告書は、対象機関、QAA、高等教育財政カウンシル以外には公開されていません。

英国における教育の質の監査

教育の質の監査は、すべての高等教育機関を対象とし、各機関がその水準と質をどの程度適切で有効な管理方法を用いて維持しているかを調べるものでした。1991年から1997年にかけて、旧高等教育水準評議会とその前身の大学監査委員会が第1回の監査を実施し、1998年から2002年には、QAAが継続監査と呼ばれる第2回の監査を実施しました。継続監査では、質に関する戦略、教育水準、学習基盤、情報通信について着目しました。その後、機関における教育の水準と質の維持への信頼度についてまとめた、監査報告書が作成されました。

*** * * 17 ページ * * ***

付録 B — 連絡先一覧

高等教育質保証機構

The Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA)

Southgate House, Southgate Street, Gloucester GL1 1UB

Tel +44 (0) 1452 557000 Fax +44 (0) 1452 557070 Email comms@qaa.ac.uk

ウェールズ担当

Officer for Wales

Tel +44 (0) 1452 557139 Email m.laugharne@qaa.ac.uk

スコットランド事務局

Scottish Office

183 St Vincent Street, Glasgow G2 5QD

Tel +44 (0) 141 572 3420 Fax +44 (0) 141 572 3421

詳細及び出版物は、www.qaa.ac.uk でご覧いただけます。

なお、出版物の冊子版については、以下から入手することができます。

Linney Direct

Adamsway, Mansfield, Nottinghamshire NG18 4FN

Tel +44 (0) 1623 450788 Fax +44 (0) 1623 450629 Email qaa@linneydirect.com

関係省庁

関係省庁は、高等教育に関する公共政策全体に対する責任を負っています。また、高等教育機関への補助金の交付機関でもあります。スコットランド・ウェールズ・北アイルランドの高等教育に関しては、スコットランド議会・ウェールズ議会・北アイルランド議会がそれぞれ責任を負っています。

教育技能省^(注)

Department for Education and Skills (DfES)

Sanctuary Buildings, Great Smith Street, London SW1P 3BT

Tel +44 (0) 870 000 2288 Fax +44 (0) 1928 794248

Email info@dfes.gov.uk Web www.dfes.gov.uk

(注) 2007年6月、教育技能省はイノベーション・大学・技能省
(Department for Innovation, Universities and Skills: DIUS) に再編されました。

保健省

Department of Health (DH)

Richmond House, 79 Whitehall, London SW1A 2NS

Tel +44 (0) 20 7210 4850 Email dhmail@doh.gsi.gov.uk Web www.doh.gov.uk

事業振興・生涯学習省事務局（スコットランド政府）

Enterprise and Lifelong Learning Department Secretariat

The Scottish Executive

6th Floor, Meridian Court, Cadogan Street, Glasgow G2 6AT

Tel +44 (0) 141 248 4774 Fax +44 (0) 141 242 5665

Email ceu@scotland.gov.uk Web www.scotland.gov.uk

広報・教育サービス（ウェールズ議会）

The Public Information and Education Service

The National Assembly for Wales

Cardiff Bay, Cardiff CF99 1NA

Tel +44 (0) 29 2089 8200 Web www.wales.gov.uk

雇用・学習省

Department for Employment and Learning (DEL)

Adelaide House, 39-49 Adelaide Street, Belfast BT2 8FD

Tel +44 (0) 28 9025 7777 Fax +44 (0) 28 9025 7778

Email del@nics.gov.uk Web www.delni.gov.uk

高等教育補助金交付団体

イングランド、スコットランド、及びウェールズでは、高等教育補助金交付団体が関係省庁と高等教育機関との中間組織として活動しています。また、6つの分野別研究審議会は、英国の研究事業に対する補助金交付及び管理を行っています。

イングランド高等教育財政カウンシル

Higher Education Funding Council for England (HEFCE)

Northavon House, Coldharbour Lane, Bristol BS16 1QD

Tel +44 (0) 117 931 7317 Fax +44 (0) 117 931 7203

Email hefce@hefce.ac.uk Web www.hefce.ac.uk

* * * 19 ページ * * *

ウェールズ高等教育財政カウンシル

Higher Education Funding Council for Wales (HEFCW)

Linden Court, The Orchards, Ilex Close, Llanishen, Cardiff CF14 5DZ

Tel +44 (0) 29 2076 1861 Fax +44 (0) 29 2076 3163

Email hefcw@wfc.ac.uk Web www.wfc.ac.uk/hefcw

スコットランド高等教育財政カウンシル

Scottish Higher Education Funding Council (SHEFC)

Donaldson House, 97 Haymarket Terrace, Edinburgh EH12 5HD

Tel +44 (0) 131 313 6500 Fax +44 (0) 131 313 6501

Email info@sfc.ac.uk Web www.shefc.ac.uk

研究審議会

The Research Councils

Polaris House, North Star Avenue, Swindon SN2 1EU

Web www.research-councils.ac.uk

代表団体

英国の大学及びカレッジの関心を代表する団体です。

継続教育カレッジ：カレッジ協会

Further education colleges: Association of Colleges

5th Floor, Centrepont, 103 New Oxford Street, London WC1A 1RG

Tel +44 (0) 20 7827 4600 Fax +44 (0) 20 7821 4650

Email enquiries@aoc.co.uk Web www.aoc.co.uk

ウェールズの高等教育機関：ウェールズ高等教育カウンシル

Higher education institutions in Wales: Higher Education Wales

PO Box 413, Cardiff CF10 3UF

Tel +44 (0) 29 2078 6203 Fax +44 (0) 29 2078 6222

Email hew@wales.ac.uk Web www.hew.ac.uk

* * * 20 ページ * * *

高等教育カレッジ学長団体：高等教育カレッジ学長会議

Principals of higher education colleges: Standing Conference of Principals

3rd Floor, Woburn House, 20 Tavistock Square, London WC1H 9HB

Tel +44 (0) 20 7387 7711 Fax +44 (0) 20 7387 7712

Email info@scop.ac.uk Web www.scop.ac.uk

スコットランドの大学：スコットランド大学協会

Universities in Scotland: Universities Scotland

53 Hanover Street, Edinburgh EH2 2PJ

Tel +44 (0) 131 226 1111 Fax +44 (0) 131 226 1100

Email info@universities-scotland.ac.uk Web www.universities-scotland.ac.uk

英国の学長の代表団体：英国大学協会

Vice-Chancellors and Principals of universities in the UK: Universities UK

Woburn House, 20 Tavistock Square, London WC1H 9HQ

Tel +44 (0) 20 7419 4111 Fax +44 (0) 20 7388 8649

Email info@universitiesuk.ac.uk Web www.universitiesuk.ac.uk

英国高等教育質保証ハンドブック 日本語訳版

© National Institution for Academic Degrees and University Evaluation 2007

原典 : A brief guide to quality assurance in UK higher education

© Quality Assurance Agency for Higher Education 2003

Quality Assurance Agency for Higher Education

Southgate House

Southgate Street

Gloucester GL1 1UB

Tel: 01452 557000

Fax: 01452 557070

www.qaa.ac.uk

この資料は、高等教育質保証機構による英語原典を和訳したものです。翻訳内容についてのすべての責任は独立行政法人大学評価・学位授与機構に帰属します。

This material has been translated from an English original published by the Quality Assurance Agency for Higher Education. We accept full responsibility for the accuracy of the translation.

翻訳 : 独立行政法人大学評価・学位授与機構

評価事業部 評価企画・国際課

〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1

Tel: 042-353-1625

Fax: 042-353-1559

E-mail: kokusai@niad.ac.jp

URL: <http://www.niad.ac.jp>
